

＜外国判例紹介＞

学校における持ち物検査の合憲性

Safford Unified School District #1 v. Redding, 557 U.S.
_, 129 S. Ct. 2633 (2009)

大野 正博

【事実の概要】

Safford 中学校の副校長である Kerry Wilson は、13歳の女子生徒である Savana Redding を教室から副校長室へ呼び出し、ナイフ、ライター、たばこ等が入った日程表（day planner）を見せた。Wilson 副校長は、それが Redding の物であるか同女に尋ねたところ、自身の物であることは認めたが、それを友人である Marissa Glines に貸していたこと、および中に入っていた物は自分の物ではないと答えた。

さらに Wilson 副校長は、校則により許可なく校内で所持することが禁止されている鎮痛剤、および抗炎症剤（white prescription-strength ibuprofen 400-mg pills, and one over-the-counter blue naproxen 200-mg pill）を同女に示し、何か知っていることがあるかを尋ねたところ、Redding はそれらについては何も知らないと答えた。Wilson 副校長は、Redding が他の生徒たちに薬を与えていたという報告を受けていることを告げたところ、Redding はこれを否定したものの、所持品検査には同意した。事務職員の Helen Romero は、Wilson 副校長と共に副校長室で Redding の鞄（backpack）を調べたが、何も発見されなかった。

そこで、Wilson 副校長は、Romero に保健室に Redding を同行して、

学校における持ち物検査の合憲性

看護師と共に脱衣検査を行うよう命じた。Romero と看護師 (Peggy Schwallier) は、同女にジャケット、そして靴下と靴を脱ぐように求め、さらにポケットのないストレッチパンツと T シャツをも脱ぐように求めた。最終的には、ブレジャーの前後左右を引っ張って揺すったり、ショーツのゴムを引っ張るよう求めたため、Redding がこれに従ったことにより、胸部と下腹部がわずかに露出したが、銃剤は発見されることなかった。

Redding の母親は、当該公立中学校の設置主体である Safford 学校区、Wilson 副校長、Romero、Schwallier に対し、脱衣検査が Redding に対する合衆国憲法修正 4 条の権利を侵害したことを理由として、訴えを提起した。被告ら（副校長、事務職員、看護師）は、限定的免責を抗弁に summary judgment を申し立てた。Arizona 州連邦地方裁判所は、合衆国憲法修正 4 条に反しないことを理由に、被告らの申し立てを容認した。⁽¹⁾ 当初、第 9 巡回区合衆国控訴裁判所は当該判断を支持したものの、大法廷においては僅差で本件脱衣検査が合衆国憲法修正 4 条違反を構成する旨の判断を示したうえで、決定権限を有していなかった事務職員と看護師については免責される旨の判断を維持しつつ、副校長と Safford 学校区については、免責を認めなかった。⁽²⁾

【判旨】

1. 法廷意見 (Souter 裁判官執筆)⁽³⁾

合衆国憲法修正 4 条は、「不当な搜索、および押収によって、……人の権利については、侵害されないものとする」ことから、検査実施前に、「相当な理由 (probable cause)」を要求している。しかし、学校においては、所持品検査が正当化するために必要とされる疑わしさのレベルは緩和される。⁽⁴⁾ 当裁判所は、教職員による検査の適法性の判断基準として、「合理的な嫌疑 (reasonable suspicion)」であれ

ば足り、校内での検査が正当性を有するのは、「当該手段が検査の目的に合理的に関連し、かつ生徒の年齢、性別、および違反行為の性質に照らして、侵害程度が過度に亘らない限りにおいて許容される」としてきた。「相当な理由」の下では、⁽⁵⁾ 捜索に犯罪行為の証拠を発見する「公正な蓋然性(fair probability)」⁽⁶⁾、または「実質的な機会(substantial chance)⁽⁷⁾」が要求されるが、「合理的な嫌疑」の下では、検査が非行実事の証拠を発見するための「普通の機会(moderate chance)」であるとの認識があれば足りる。

Reddingに対する検査の1週間前、ある男子生徒の報告に基づいて、Wilson副校長がGlinesの着衣のポケットと財布を検査したところ、複数の白い錠剤と1錠の青い錠剤、および剃刀の刃が出てきた。Wilson副校長が、青い錠剤をどこから入手したのか尋ねると、彼女は、「ReddingからIBU(Ibuprofen)をもらったときに紛れ込んだと思う」と答えた。

ReddingとGlinesは、会話から非常に親しい関係にあり、8月に学校で実施されたダンスパーティで異常に騒いでいたグループのメンバーであったことを教職員らに認識されており、その際、女子トイレでアルコールとたばこも発見されていた。また、Wilson副校長が彼女たちと学校へ持込が禁止されている物とを結びつけた理由として、ダンスパーティが始まる前にReddingの家でアルコールが提供されたパーティが開かれていたということをJordan Romeroが校長に話していたことをWilson副校長は知っていた事実もある。そうであるならば、Reddingから錠剤をもらったというGlinesの話から、Reddingが錠剤を他の生徒に配っていると考えることは充分妥当なことである。

このような嫌疑は、Reddingの靴と上着(outer clothing)の検査を正当化するのに充分である。⁽⁸⁾ 但し、錠剤を配布しているという合理的な嫌疑が上着や靴の検査を正当化するとみなされない場合には、如

学校における持ち物検査の合憲性

何なる検査も正当化されるものではない。

本件では、Wilson 副校長による下着を引っ張るように命じた検査は憲法上、不合理であるとするのが Redding の主張であり、両者の見解がわかれるところである。Romero と Schwallier は、Redding が下着を引っ張ったり、あるいは揺らした際に何も見なかつたと述べているが、それは重要なことではない。事務職員、および看護師の面前で Redding に多少なりとも胸部、および下腹部を露出されるような検査は、プライバシーに対する合理的な期待の観点から、上着や携帯品の検査とは別の正当化する理由を要する検査であるとみなすべきである。Redding が当該検査から自らのプライバシーが守られるはずであると期待することは、人前で恥ずかしい思いをした、怖いと感じた、屈辱を与えられた (embarrassing, frightening, and humiliating) という当該検査に対する彼女の話に現れている。⁽⁹⁾ 脱衣検査に対する思春期の若者に共通する反応は、それが他の状況で（たとえば、体育の授業のために着替える）裸同然になることとは明らかに異なることを示している。そして、これは、Redding が自らのプライバシーが保護されると期待することが合理的であることを示唆するものである。もちろん、屈辱的な検査が常に違法となるわけではないが、実際に行われた検査が、そもそも正当化された事情と合理的に関連していることが必要とされるのである。

本件では、嫌疑の程度が侵害の程度に適合していない。Wilson 副校長は、錠剤が処方箋なしに購入可能な一般的鎮痛剤の微量に相当することを予め把握しており、検査の対象となっている錠剤の性質、あるいは危険性が乏しいことも知っていたはずであり、大量の錠剤がばらまかれているとか、特定の生徒が大量の錠剤を受け取ったことを疑うに足りる理由も存在しなかった。

さらに、Wilson 副校長は、Redding が錠剤を下着内に隠匿していると疑うに足りる根拠を持っていなかった。被告らは、生徒たちが禁

止されている物を下着内に隠匿するものであるとの一般論を提示しているが、本件のような極めて侵害性の高い検査の実施に際しては、一般的な可能性の存在のみでは不十分である。Redding の脱衣検査に先立ち実施された他の女子生徒に対する同様の脱衣検査においても何も発見されていない。本件検査では、Redding が他の生徒に錠剤を譲渡したことが疑われているが、当該譲渡が何時行われたかも特定されていない。

公立学校の教職員は、「明確に確立した法理によって、合衆国憲法修正 4 条違反に当たる場合でなければ、免責が認められる」。⁽¹⁰⁾ T.L.O. 判決は、「生徒の年齢、性別、違反行為の性質を考慮して」過度に侵害的でない検査を行うよう命じている。下級審裁判所においては、T.L.O. 判決が示した基準をこのような検査に対し、如何に適用するかについて見解の一一致がみられない。しかし、当裁判所と下級審裁判所の相違は、本件において教職員に免責を与えるのに充分である。したがって、本件脱衣検査は合理性を欠くものであって、合衆国憲法修正 4 条に違反はするものの、被告らは全員、限定的免責により、損害賠償責任を免れるとするのが相当である。

2. 一部同意・一部反対意見 (Stevens 裁判官執筆)⁽¹²⁾

T.L.O. 判決において、生徒に対する検査は、①「生徒が校則、または法律を犯したか、あるいは犯しているとの証拠が検査によって見つかる合理的な根拠があり」、⁽¹³⁾ ②「検査において用いられた手段が、検査目的物に合理的に関連し、かつ生徒の年齢、性別、違反の性質に照らして、過度に侵害的でない場合」に認められる。当裁判所は基本的な判断枠組みをえていないものの、本件において、副校长に免責を認めることには反対する。

3. 一部同意・一部反対意見 (Ginsburg 裁判官執筆)

Wilson 副校長は、Redding が錠剤を下着内、あるいは身体に隠匿していると疑うに足りる根拠を持っていなかったにも関わらず、脱衣検査後も、Redding を解放して帰宅させなかっただけでなく、教室に戻らせることもなかった。さらに、2時間以上も Redding を副校長室外の椅子に座らせたままにし、保護者に連絡をしようともしていなかった。当該権利の濫用は、免責をさせるべきではない。

4. 一部結論同意・一部反対意見 (Thomas 裁判官執筆)

「合衆国憲法修正 4 条における基本的な要請である搜索・押収の合理性は、⁽¹⁵⁾ 捜査の必要性とそれによる弊害とを比較衡量して決定されなければならない」とし、先例下において公立学校の生徒は、合衆国憲法修正 4 条の権利を保障されているが、それらの権利の保障は、他の場所と異なっている。⁽¹⁶⁾

教職員は、合衆国憲法修正 4 条に基づき、生徒を保護し、秩序と適切な教育環境を維持するために、広範囲な権限が付与されている。⁽¹⁷⁾ T.L.O. 判決は、合衆国憲法修正 4 条と公立学校という特殊な環境とを調和させるために、学校での検査が開始される時点で、「それを行う正当な理由が存在し」、かつ「その正当な理由と合理的に関連する範囲内のもの」であれば、当該検査は「合理的」であり、許容されると判断した。⁽¹⁸⁾ 本件検査は、当該基準を容易に満たしている。

公立学校において、合衆国憲法修正 4 条を適用すべき問題に対して、もっとも合理的であり、健全なアプローチは、「親代わり理論」の復活である。本件に対し、コモン・ロー (common-law) 上の理論を適用した場合、親の権限は、「合衆国憲法修正 4 条の制限に服することはない」ため、Redding に対する検査は、許容されることになる。

しかしながら、「親代わり理論」が復活したとしても、学校はまつ

たく自由に規則を押し付けることが可能になるということではない。親と地方政府が過度に厳しい校則や慎重な取り扱いを必要とする規則に対して、配慮を欠く状態で適用された場合には、異議を申し立てることが可能である。⁽¹⁹⁾

教職員による検査の許容範囲を断じることは、裁判官よりも、親、教師、学校管理者、地方自治体、あるいは州の職員の方が適している。公立学校における規律や安全の維持等の問題は、憲法の領域の問題ではない。

したがって、本件における当該検査が、合衆国憲法修正4条に違反するとの法廷意見には同意できない。

【解説】

I. 1960年代以前の合衆国においては、学校教育に関し、司法の判断を仰ぐケースは、ほとんどみられることはなかった。おそらく、その理由として、教育機関の現場においては、「親代わり理論（In Loco Parents Doctrine）」が深く根付いていたからではなかろうかと考えられる。この「親代わり理論」とは、本来であれば、親権者が行うべき子どもの教育を代替する職責を果たすことが学校教育であるとの考えに基づき、校内において教職員は、生徒に対し、教育に必要な監督権・指導権・懲戒権等を親権者に代わって行使し得るとすることが可能である、と解するコモン・ロー上の法理を指す。そのため、当該理論に基づき、教育機関は、生徒が適切に学習を行える環境を構築・維持するために必要な規則を定めることができ、また生徒に対し、当該規則を尊重するよう要求することも可能になるのである。

ところが、1960年代に入ると、その様相は大きく変化を遂げることになる。たとえば、1960年のTucker判決では、「今こそ、学校という社会においては、従来にも増して、合衆国憲法上保障された自由に対し、慎重な保護が必要である」との判断が示された。また、

学校における持ち物検査の合憲性

1969年のTinker判決においては、生徒は、「憲法上の権利である言論表現の自由の衣を校舎の入口において脱ぎ去るものではない」とし、生徒に対する人権保障の重要性が、学校内においても保障されることを明らかにした。つまり、学校は生徒に対し、絶対的な権限を有するものではなく、生徒は学校内外を問わず、合衆国憲法上の「人」であることを宣言したのである。そのため、生徒が国家に対する義務を守らなければならないと同様に、国家は生徒に対し、個人の基本権を尊重しなければならないことになる。但し、Tinker判決は、学校内においても、連邦憲法上の保護を生徒は受けとるに解しながらも、同時に、「学校という特別な環境に照らして」保護範囲を決する、との立場を採用したことから、如何なる範囲で当該基準を適用するかによって、生徒に対する人権保障の幅が大きく変わってくることにならざるを得ない。

II. このようななか、生徒に対する教職員の所持品検査に対し、合衆国憲法修正4条の適用の有無に関し、正面から判断を示したのが、
⁽²⁷⁾T.L.O.判決であった。本件事案は、以下の通りである。

1980年3月7日、New Jersey州Middlesex郡のPiscataway高等学校において、教職員が洗面所でタバコを吸っている二人の女子生徒（その一人が、本件被上告人のT.L.O.であり、彼女は当時、14歳の高等学校1年生であった）を発見した。洗面所における喫煙は校則に反しているため、当該教職員は、2人を校長室に連れて行き、そこにいた副校长補佐（Assistant Vice Principal）であるTheodore Choplickに報告した。Choplick副校长補佐の問い合わせに対し、一人は校則違反を素直に認めたが、T.L.O.は、洗面所はおろか、およそ如何なる場所においても喫煙はしていないと答えた。

Choplick副校长補佐は、自身の部屋に入るよう命じた。ハンドバッグ

グを開いてみると、1箱のタバコが発見されたため、それを T.L.O. に示したうえで嘘をついていたことに対し問い合わせ、さらにそのタバコを取り出す際にタバコ用巻紙束 (cigarette rolling papers) にも気付いた。彼の経験では、タバコ用巻紙はマリワナ使用に供される蓋然性が高いことから、もう少し搜せば薬物使用に関する新たな証拠が発見されるものと考え、ハンドバッグ内を詳細に捜索した結果、少量のマリワナ、パイプ、空になったビニール袋、相当枚数の一ドル紙幣、T.L.O. に借金があると思われる人名のリストと思われるインデックス・カード (index card)、そして T.L.O. がマリワナ売買に関与していることを示唆する 2通の手紙が発見された。

Choplick 副校長補佐は、この旨を T.L.O. の母親に連絡するのと同時に、警察に通報をして、当該証拠を警察に提供した。警察の要請に応じ、T.L.O. の母親は娘を警察本部に連れて行き、そこで T.L.O. は、高等学校においてマリワナを頒布していたことを自白した。当該自白と Choplick 副校長補佐による所持品検査によって得られた証拠に基づき、州少年・家庭裁判所 (Juvenile and Domestic Relations Court) での審判手続が開始されたが、T.L.O. は、Choplick 副校長補佐による所持品検査が合衆国憲法修正 4 条に反するものであり、それによって得られた証拠は排除すべきである旨を主張し、併せて警察における自白も違法捜索の影響が及んでいるものであるから排除されるべきであることを申立てた。⁽²⁹⁾ しかし、州少年・家庭裁判所は、この申立てを認めなかった。州少年・家庭裁判所は、合衆国憲法修正 4 条が公立学校教職員による所持品検査にも適用されることは認めながらも、その際の基準は、「犯罪が行われたか、あるいは現に行われつつあるという合理的な疑いがある場合、もしくは校内における秩序維持のために所持品検査が必要であるといえる合理的な理由が存在する場合」には、正当な所持品検査であるといえるとし、Choplick 副校長補佐のなした所持品検査は合理的なものであると判示した。最初のバッグ開

学校における持ち物検査の合憲性

彼をなした判断は、T.L.O.が校則違反を犯した疑いが濃く、また続いてなされたマリワナの件でバッグ内を詳細に捜索した点も、それに関する証拠の一部がすでに見えていたものであることから、いずれも合理性があると判断したものである。その結果、1982年1月8日、彼女に対し、1年間の保護観察処分（probation）を付した。

これに対し、同裁判所上訴部は、T.L.O.の証拠排除の申立てを認容⁽³¹⁾した。そして、(1) 合衆国憲法修正4条は公立学校教職員による所持品検査にも適用があり、(2) 校内における所持品検査で入手された証拠であっても、証拠排除法則は適用される。(3) 所持品検査の要件については、少年・家庭裁判所が判示した通りであるが、それを適用した場合、本件における所持品検査は不合理なものと判断される。なぜなら、(a) バッグの中にタバコが入っていたとしても、直ちにそれが校内禁煙区域での喫煙を疑わせるものではなく、(b) そもそも、バッグ内にタバコがあると疑うに足りる合理的根拠も存在しなかったからである。(4) ましてや、次の段階でなされた詳細な捜索も、巻紙束の存在によって正当化されるものではない旨、判示した。そのため、州側の合衆国連邦最高裁判所への上告申立てがなされた。

合衆国連邦最高裁判所は、不合理な捜索・押収を禁止する合衆国憲法修正4条が公立学校教職員による捜索に対しても適用されるか否かにつき、「学校教職員は、合衆国憲法修正1条、および合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項の適用を受けるとされているのであり、捜索・押収に関してのみ、それを行う職員が親の権限を行使していると考えることは困難である。今日の義務教育法制下では、教職員の権限は親権者の委任に基づくというよりは、公的権限の行使と解するべきである」として、合衆国憲法修正4条の適用を肯定した。そして、生徒の有する正当なプライヴァシーの期待と学校の有する教育環境の維持の必要との比較衡量については、学校という環境を考慮し、捜索に令状要件を要求することは不適切であるとし、捜索を正当化す

るためには必要な嫌疑の程度をいくらか修正する必要があり、通常の場合、**搜索**は、違法行為が行われたと信すべき「正当な理由」に基づかなければならないが、それは縮減不可能な要件ではないことから、一定の限られた現状においては、「相当な理由」の程度に達しない「合理的な疑い」に基づく**搜索・押収**が承認されたとした。**合理性**を判断する基準としては、当該**搜索**が、①それを行う正当な理由が存在し、かつ②その正当な理由と、合理的に関連する範囲内のものでなければならず、通常の場合においては、生徒が校則、または法律を犯したか、あるいは犯しているとの証拠が**搜索**によって見つかる合理的な根拠 (reasonable grounds) があれば、①要件は充たされる。そして、**搜索**において用いられた手段が**搜索目的物**に合理的に関連し、かつ生徒の年齢、および性別、ならびに違反の性質に照らして過渡に侵害的でない場合には、②要件も充たされる。当該基準は、学校側による秩序維持の努力を不当に妨げるものではなく、また、生徒の有するプライバシーの権利を無制限に侵害する権限を学校側に与えるものでもないとした。⁽³⁸⁾

III. その後、1987年にMississippi大学で開催された講演会において、Edwin Meese III司法長官（当時）が、「薬物問題において、現在もっとも問題とされるべきは、学校を舞台とする薬物乱用の問題である」と指摘し、その対応手段として、薬物検査を導入することの可否について対立がさらに激しさを増した。この点に関し、一定の指針を示したのが、1995年のVernonia判決⁽⁴⁰⁾、および2002年のEarls判決⁽⁴¹⁾であった。

まず、前者の事案であるが、上告人のOregon州Vernonia学校区47Jは、Vernoniaにおいて高等学校1校と小・中学校3校を運営しているが、1980年代半ばから後半にかけて当該問題は急速に拡大し、それに伴って懲戒問題も増加した。特に運動選手は、薬物使用者に含

学校における持ち物検査の合憲性

まれていただけでなく、薬物文化 (drug culture) の中心的存在であったため、薬物使用によって運動競技中に怪我をする危険性が増大することから、学校区の管理者の深い懸念を齎した。そこで、学校区は薬物問題に対処するために、薬物の危険性についての特別授業や講演会を主催しり、あるいは薬物を探知する特別の訓練を受けた犬を使用して生徒のロッカーに薬物が存在するかを探索したが、薬物問題は続いた。そのため、学校区は運動選手による薬物対策問題対策方針 (Student Athlete Drug Policy) を立て、学校間の対抗試合に出場を希望する生徒は薬物検査への同意書に署名するとともに、その父兄に対しても書面によって同意を得なければならず、また生徒は出場を希望するスポーツのシーズンの最初に検査を受けなければならなかつた。さらに薬物対策問題対策方針では、シーズン中は毎週、全選手中から10%の選手を無作為で選んで、検査が行われるものとされていた。検査を受ける生徒は、番号付きの検査用紙に必要事項を記入し、処方薬を受けている生徒は、処方箋の写し、または医師の証明書の提出が求められる。生徒は、同性の成人監督者 (adult monitor of the same sex) に伴われて、無人のロッカールームに入り、男子生徒は着衣したままで尿器に排尿するが、監督者は生徒の約12ないし15フィート後方に立ち、排尿音が正常であるか否かを聞く等、生徒を観察することが許され、また女子生徒は仕切りのある部屋で排尿するが、そこでは排尿音は聞こえるが観察することができないようになっていた。生徒から尿のサンプルを受け取った監督者は、手が加えられていないか温度などをチェックし、独立した研究所に送られ、検査がなされていったが、検査結果を知り得ることが可能なのは、学校区の責任者 (superintendent), 校長 (principals), 副校長 (vice-principals), および、運動部の監督 (athletic directors) に限られていた。

1991年秋、James Acton (7年生) は、学校区の運営する Washington 小・中学校で、フットボールへの登録申込をしたが、彼

と両親は書名を拒否したため、申込は認められなかった。Acton 等は、地区裁判所に対し、本件薬物対策問題対策方針は、合衆国憲法修正 4 条、および、合衆国憲法修正 14 条、さらに、Oregon 州憲法 1 条 9 節に違反するとして、薬物対策問題対策方針の宣言差止めを請求した。同裁判所は、これを斥けたが、第 9 巡回区控訴裁判所は、右主張を容認した。そのため、学校区側が合衆国連邦最高裁判所に対し、上告を申立てた。

合衆国連邦最高裁判所は、本件薬物対策問題対策方針の要求する尿の採取・検査は、合衆国憲法修正 4 条における搜索に該当するとし、同条の文言が示す通り、政府のなす搜索が合憲であるか否かは、「合理性 (reasonableness)」の基準によって判断される。少なくとも本件のように、当該憲法規定が制定された時点において、本件と同種の搜索を承認、または否定する明確な実例がなかった場合には、当該搜索が合理性基準を満たすか否かは、「政府の正当な利益の増進と合衆国憲法修正 4 条の保護する利益の侵害とを比較衡量することによって⁽⁴²⁾判断される」。犯罪行為に関する証拠を発見するために、捜査官によつてなされる搜索の場合、当該搜索が合理的であるためには、一般的に裁判所が発する令状が必要であるが、政府によってなされる搜索の場合に関しては、すべてにおいて令状が必要なわけではない。そして、令状が要求されない場合には、相当な理由も必ずしも要求されるわけではない。「法執行の通常の必要を超える特別の必要」が認められ、これによって令状、および相当な理由を要求することが不可能な場合⁽⁴³⁾には、相当な理由に基づかない搜索であったとしても許容され得る。

搜索の合理性を判断するについえは、①搜索によって侵害されるプライバシーの利益の性質、②プライバシーに対する侵害の性質、③検査を行う政府の利益の性格と切迫性、およびそれを満たすための手段の有効性の 3 点から分析されなければならない。

当裁判所は、本件における薬物対策問題対策方針は合理的であり、

学校における持ち物検査の合憲性

合憲であると解する。但し、疑いに基づかない薬物検査が他の文脈においても容易に合憲性審査を通過する、というものではない。本件でもっとも重要な要素は、薬物対策問題対策方針が子どものケア（care）を託された保護者であり、教育者（tutor）である公立学校システムの下での政府の責任を促進するために策定されたものである、ということである。したがって、そのような薬物対策問題対策方針の合理性は、分別のある保護者や教育者であれば行ったであろうか、という点に基づいて判断されるということである。⁽⁴⁴⁾

第9巡回区控訴裁判所は、本件薬物対策問題対策方針が、合衆国憲法修正4条に違反するだけでなく、それにより、Oregon州憲法1条9節にも違反すると判断した。前者の合衆国憲法に関する判断が誤りである、との当裁判所の判示は、後者の州憲法に関する判断が誤った前提に基づくものであることを意味することから、本件を差戻すと判示した。

次に、後者の事案であるが、Oklahoma州Tecumseh市の公立学校区教育委員会（The Public School District Board of Education）は、同市にあるすべての公立学校を運営しているが、1998年秋、生徒の課外活動の参加に伴う薬物検査方針（The Student Activities Drug Testing Policy）を採択した。それによれば、中・高等学校のすべての生徒は、課外活動（extracurricular activity）に参加するためには、薬物検査を受けなければならない。薬物検査方針の下では、その他課外活動参加中は抜き打ち的に行われる薬物検査を受けること、ならびに合理的な嫌疑に基づいて、何時でも薬物検査を受けることに同意しなければならない。⁽⁴⁵⁾

Tecumseh High Schoolの生徒であったLindsay Earlsは、聖歌隊、マーチング・バンド、およびAcademic Team（クイズコンテスト）のメンバーであり、同Daniel Jamesは、Academic Teamに参加しようとしていたものであるが、両親とともにOklahoma西部地区裁判

所に対し、本件薬物検査方針は文面上、および自らの課外活動への参加に適用される限りにおいて、合衆国憲法修正 14 条に組み入れられる合衆国憲法修正 4 条に違反するとして、合衆国法典 42 篇 1983 条(42 U. S. C. § 1983) により、宣言的差止命令による救済 (injunctive and declarative relief) を求めた。同裁判所は、被上告人等の主張を斥けたが⁽⁴⁶⁾、第 10 巡回区控訴裁判所は、学校区教育委員会が課外活動参加者間に薬物問題が存在することを立証していないとして、本件薬物検査は合衆国憲法修正 4 条に反するとし、Oklahoma 西部地区裁判所の判断を破棄した。⁽⁴⁷⁾そのため、学校区教育委員会側が、合衆国連邦最高裁判所に対し、上告を申立てた。

合衆国連邦最高裁判所は、合衆国憲法修正 4 条は、不合理な搜索・押収を受けない権利を保障しているが、公立学校の教職員による尿サンプルの採集は、合衆国憲法修正 4 条における搜索に該当する。⁽⁴⁸⁾

合衆国憲法修正 4 条における合憲性判断の基準である「合理性 (reasonableness)」は、通常、搜索・押収は相当な理由に基づいてなされることを要求するが⁽⁴⁹⁾、相当な理由要件は犯罪捜査と関連しており⁽⁵⁰⁾、行政搜索の合理性を判断するには不向きな基準である。令状要件も相当な理由も、必要とされる迅速、かつ非公式な懲戒手続を維持するうえで、不当な干渉となるため、公立学校という環境 (context)⁽⁵¹⁾においては不要であり、法執行上、通常の必要を超える特別の必要が存在し⁽⁵²⁾、令状要件や相当な理由を要求できない場合には、相当な理由に基づかない搜索も合理的であるとされている。

Vernonia 判決は、運動選手に対する個別の嫌疑に基づかない薬物検査は合憲であるとしたが、学校の実施するあらゆる薬物検査を承認したわけではなく、生徒の有する合衆国憲法修正 4 条の権利と政府の正当な利益との事実関係に即した (fact-specific) 衡量を行った。⁽⁵³⁾ Vernonia 判決の示した原則を若干事案の異なる本件に適用しても、同様の結論が得られると判示した。

学校における持ち物検査の合憲性

Vernonia 判決、および Earls 判決のいずれも、個別嫌疑に基づかない薬物検査であったとしても、「特別の必要」が充分な正当化根拠を提供しているとして、これを合憲としている。個別嫌疑に基づかない薬物検査については、すでに 1989 年の Skinner 判決⁽⁵⁴⁾、および Von Raab 判決⁽⁵⁵⁾において合憲である旨、判示している。T.L.O. 判決以降、この「特別の必要」が認定された合衆国連邦最高裁判所裁判例は多数存在するが⁽⁵⁶⁾、これらを概観すると合衆国連邦最高裁判所は、「特別の必要」法理を「犯罪の探知以外の利益」(concerns other than crime detection) と捉えていることが分かる。この点を初めて明言したのは、1997 年の Chandler 判決であった。本件事案は、1990 年に Georgia 州議会で制定された州法の規定により⁽⁵⁷⁾、公務員候補者の資格を得ようとする者は薬物検査を受けたうえ、違法薬物を使用していないことを示す証明書を提出しなければならないことになっていたが⁽⁵⁸⁾、上告人の Chandler, Harris、および Walker は、州法に基づいて要求される薬物検査は合衆国憲法修正 1 条、同法修正 4 条、および同法修正 14 条に保障された権利を害するものであるとして、執行を禁止する宣言的差止めを求めた。これに対し、合衆国連邦最高裁判所は、「特別の必要」の例外に該当する事案であると判断したが⁽⁵⁹⁾、そのなかで、「特別の必要」が「犯罪の探知以外の利益」である旨を示したのである。但し、合衆国連邦最高裁判所において、「特別の必要」法理における根拠については未だ明らかにされているわけではない。しかし、いずれにしても Vernonia 判決、および Earls 判決における薬物検査が、逮捕や刑事訴追等の法執行を目的とした検査ではなかったことに言及しているのは、連邦最高裁判所のこのような考えに基づくためであると思われる。⁽⁶⁰⁾

薬物検査の目的が「特別の必要」に資する場合には、薬物検査を行うことによる利益と、それによって生じる個人の利益の侵害を比較衡量することにより、その合憲性が判断される。具体的な衡量因子とし

ては、①薬物検査によって侵害されるプライバシーの利益の性質、②薬物検査によるプライバシーの利益侵害の性格、③薬物検査を行う政府の利益の性格と切迫性、ならびに当該利益を確保するうえでの薬物検査の有効性の3点であることが合衆国連邦最高裁判所による判例上、確立しているといえよう。⁽⁶¹⁾

IV. これに対し、脱衣を伴う身体検査（Strip Searches）は、生徒に対するプライバシーの侵害が極めて大きいことから、従来より問題とされてきた。⁽⁶²⁾

この点に関し、Cornfield 判決は、Brian Cornfield のズボンが異常に膨らんでおり、また、Brian Cornfield の素振りから何かを隠していると判断し、Brian Cornfield の母親に対して脱衣を伴う身体検査をする旨電話で伝えたところ、これを反対し、来校を拒否したものの、Brian Cornfield をロッカールームへ連れて行き、体育着（gym uniform）に着替えさせ、Brian Cornfield の身体に対し離れたところから目視検査を行い、次いで彼の衣服を調べたとの事案に対し、T.L.O. 判決における合理性規準に基づき、犯罪や校則違反の嫌疑が充分あったとして当該検査は許容されると判示した。もちろん、具体的な嫌疑に基づくことなく実施された身体検査を許容した裁判例は存在しないが、⁽⁶³⁾ 合衆国においても、教職員が生徒に対し脱衣を伴う身体検査を行うことについては、消極的な立場が多数を占めるといえよう。⁽⁶⁴⁾

なお、脱衣を伴う身体検査と薬物検査犬を用いた搜索を組み合わせて行うことに対しても批判的な判断がなされている。Renfrow 判決では、薬物検査犬を用いて生徒の臭いを嗅がせ、その後、薬物の臭いが発見された生徒を脱衣させて頭髪に至るまで搜索した行為につき、このような侵害の程度が高い行為を正当化する合理的な疑い、あるいは相当な理由が存在しないことから憲法上の権利を侵害したものであり、違法であると判示している。このように合衆国連邦控訴審裁判所

学校における持ち物検査の合憲性

の判断が分かれるなか出されたのが、本判決である。⁽⁶⁸⁾

本判決は、T.L.O. 判決以降の判断枠組みを踏襲したものであり、合衆国憲法修正4条が、搜索・押収に際し、「相当な理由」を要求しているものの、学校においては、所持品検査が正当化されるために必要とされる疑わしさのレヴェルは緩和され、「合理的な嫌疑」であれば足り、校内でなされる所持品検査が正当性を有するのは、当該手段が所持品検査の目的に合理的に関連し、かつ生徒の年齢、性別、および違反行為の性質に照らして、侵害程度が過度に亘らない限りにおいて許容性を判断するとの見解が採られている。

本件事案は、Reddingに対する検査の1週間前、ある男子生徒の報告に基づいて、Glines の着衣のポケットと財布を Wilson 副校長が検査したところ、錠剤や剃刀の刃が発見され、Glines からこれらの出所として Redding の名前が挙げられたものであった。また Redding と Glines とは親しい関係にあり、8月に学校で実施されたダンスパーティで異常に騒いでいたグループのメンバーであったことが教職員らに認識されており、その際、女子トイレでアルコールやたばこも発見されていたこと、あるいはダンスパーティが始まる前に Redding の家でアルコールが提供されたパーティが開かれていたということを Jordan Romero が校長に話していたことを Wilson 副校長は知っていたことなどを理由に、Redding が錠剤を他の生徒に配っていると考えることは充分妥当なことであり、鞄や上着に対する検査が正当であるとの判断を示している。但し、脱衣検査については、上着や携帯品の検査とは別の正当化する理由を要する検査であるとみなすべきであるとしたうえで、本件では、嫌疑の程度が侵害の程度に適合していないとした。⁽⁶⁹⁾つまり、Wilson 副校長は、検査の対象となっている錠剤の性質や危険性が乏しいことも周知していただけでなく、大量の錠剤がばらまかれたり、あるいは特定の生徒が大量の錠剤を受け取ったことを疑うに足りる理由ももっていなかった。もちろん、Redding が

錠剤を下着内に隠匿していると疑うに足りる根拠も存在しないのであるから、脱衣検査という極めて侵害性の高い検査の実施に際しては、一般的な可能性の存在のみでは不十分であり、本件脱衣検査は、T.L.O.判決の基準に従い、合理性を欠くとした判断は、妥当であると考えられる。

とはいえる、このような基準によるならば、危険性の高い薬物であり、当該薬物を下着内に隠匿したという具体的な根拠が存在する場合には、「特別の必要」が充分な正当化根拠を提供しているとして、本件のような脱衣検査が許容されることになるであろうし、ケースによつては、たとえば被処分者の身体に直接接触する類の脱衣検査が許容される余地も否定できないであろう。但し、Stevens裁判官が述べるように、T.L.O.判決は、生徒が校則、または法律を犯したか、あるいはこれを犯しているとの証拠が検査によって見つかる合理的な根拠があり、検査において用いられた手段が、検査目的物に合理的に関連し、かつ生徒の年齢、性別、違反の性質に照らして、過度に侵害的でない検査を行うよう命じているのであるから、検査の許否に関し、合理性判断をなす場合には、慎重でなければならないことはいうまでもない。

なお、最後に Thomas 裁判官が述べられる「親代わり理論」の復活について、若干、検討をしておくことにする。Thomas 裁判官は、公立学校における合衆国憲法修正4条適用問題に対しては、「親代わり理論」の蘇生がもっとも合理的であり、健全なアプローチであるとされる。つまり、仮に、「親代わり理論」を蘇させたとしても、それは学校に対し、まったく自由に規則を押し付けることが可能になるということ意味するものではなく、過度に厳しい校則や慎重な取り扱いを必要とする規則に対して配慮を欠く状態で適用された場合には、親や地方政府は異議を申し立てることが可能であることから問題はない。また、そもそも公立学校における規律や安全の維持等の問題は、憲法の領域の問題ではないと解されるのである。

学校における持ち物検査の合憲性

Thomas 裁判官がこのような見解を示されるのは、深刻な学校環境の悪化を憂いてのことであろう。⁽⁷⁰⁾確かに、現在の合衆国における薬物使用や暴力犯罪等が、非常に大きな社会問題となっているのも事実であり、Thomas 裁判官の見解もまったく理解できないではない。しかし、T.L.O. 判決において、今日の義務教育法制下では、教職員の権限は親権者の委任に基づくというよりは、むしろ公的権限の行使と解するべきであり、搜索・押収に関してのみ、それを行う教職員が親の権限を行使していると考えることは困難であるといわざるを得ない。

わが国においても、学校環境は年々、悪化の一途を辿っている。そのため、合衆国における問題も、対岸の火事とは言っていられない時期を迎えており、しかし、少なくとも現時点においては、わが国における公立学校での検査として許容されるのは、①所持品検査を必要とする合理的な理由の存在、②所持品検査の方法と程度の一般的妥当性、③制度としての画一的実施、④校則等の明示の根拠の4要件を充足した場合に限った所持品検査が限界ではなかろうか。⁽⁷¹⁾

- (1) Redding v. Safford Unified School District #1, 504 F.3d 828 (9th Cir. 2007).
- (2) Redding v. Safford Unified School District #1, 504 F.3d 1071 (9th Cir. 2008)
- (3) Roberts 裁判長、Scalia 裁判官、Kennedy 裁判官、Breyer 裁判官、および Alito 裁判官が同調し、Stevens 裁判官、および Ginsburg 裁判官が一部同調している。
- (4) New Jersey v. T. L. O., *infra* note 27, at 340.
- (5) *Id.*, at 342.
- (6) Illinois v. Gates, 462 U.S. 213, 238 (1983). Gates 判決の解説・評釈として、信太秀一「密告者の情報に基づいて発付された検査令状に対する相当な理由の審査基準— Illinois v. Gates, 103 S. Ct. 2317 (1982)」判タ 549 号（1985 年）83 頁以下等参照。
- (7) *Id.*, at 244.

- (8) New Jersey v. T. L. O., *infra* note 27, at 339.
- (9) See Brief for National Association of Social Workers et al. as Amici Curiae 6-14; Hyman & Perone, The Other Side of School Violence : Educator Policies and Practices that may Contribute to Student Misbehavior, 36 J. School Psychology 7, 13 (1998) (strip search can “result in serious emotional damage”).
- (10) Pearson, et al. v. Callahan, 555 U.S. _ (2009) (slip op., at 18).
- (11) New Jersey v. T. L. O., *infra* note 27, at 342.
- (12) Ginsburg 裁判官が同調している。
- (13) New Jersey v. T. L. O., *infra* note 27, at 342.
- (14) *Ibid.*
- (15) *Id.*, at 337.
- (16) *Id.*, at 333-337. 「公立学校の権限は、保護・後見的 (custodial and tutelary) であることを強調し、自由な成人に対しては、行使不可能な監督・統制をなすことを認めた (Vernonia School Dist. 47J v. Acton, *infra* note 40, at 656.)。See also T. L. O., *infra* note 27, at 339 (学校における規律を維持するという教職員の実質的な利益 (substantial interest) が存在する)。
- (17) *Id.*, at 339.
- (18) *Id.*, at 341-342 (quoting Terry v. Ohio, 392 U. S. 1, 20 (1968)). Terry 判決の解説・評釈として、松尾浩也「Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968) —凶器携帯の疑いのある者に対し、警察官が着衣の上から軽くたたいて探索すること（いわゆる frisk）は、第4修正に反しない」アメリカ法 [1969-II] 246 頁以下、田宮裕「捜査の構造」(有斐閣・1971年) 92 頁以下、阪村幸男「所持品検査の要件— Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968)」英米判例百選 I 公法 (1978年) 170 頁・171 頁、渡辺修「職務質問の研究」(成文堂・1985年) 148 頁以下、小早川義則「ミランダとテリーとの交錯—合衆国憲法修正5条と4条とのかかわり」名城法学 45 卷 1 号 (1995 年) 49 頁以下等参照。
- (19) Morse v. Frederick, 551 U.S. 393, 419 (2007) (Thomas, J., concurring). 本判決の解説・評釈として、中川律「Morse v. Frederick, U.S., 127 S. Ct. 2618 (2007) —高校の校外行事で生徒が“BONG HITS 4 JESUS”と書かれた幕を掲げるのを見て、校長が違法薬物使用の唱導だと考え降ろすように命じたが従わなかった生徒の停学処分は、第1修正の言論の自由条項に反しない」アメリカ法 [2008-1] 116 頁以下、青野篤「違法薬物使用の唱道と生徒の言論の

学校における持ち物検査の合憲性

自由一アメリカ合衆国連邦最高裁判決：Morse v. Frederick, 551 U.S. 393 (2007) 一」大分大学経済論集 61 卷 5 号（2010 年）79 頁以下等参照のこと。

(20) 「親代わり理論」の詳細につき、森田明「子どもの保護と人権」「ジュリスト増刊総合特集・子どもの人権」（有斐閣・1986 年）13 頁、清水真「未成年者と法」大越康夫=田村泰俊編「法と事実の 40 講」（八千代出版・1999 年）65 頁以下等参照のこと。

(21) 1 W. Blackstone, *Commentaries* 453 (1870). 「親代わり理論」に基づく判例として、たとえば、Mercer v. State, 450 S. W. 2d. 715 (Tex. Civ. App. 1970) など。

なお、「親代わり理論」の他に、私人理論 (private citizen theory) を根拠として、あるいは、学校が教育の場であるという特殊性に鑑みて、合衆国憲法修正 4 条の適用を否定するものとして、Comment, *Drug Urinalysis in the Public School : Going beyond T.L.O.*, 18 AKRON. L. REV. 709, 714-715 (1985). Cf. Buss, *The Fourth Amendment and Searches of Students in Public School*, 59 IOWA. L. REV. 739, 765-768 (1974).

(22) Shelton v. Tucker, 364 U.S. 479 (1960). なお、本判決以前に、West Virginia State Board of Education v. Barnette, 319 U.S. 624 (1943) が、公立学校において、宗教的信念に反して、国旗に敬礼することを強制してはならないとして、学校内においても、生徒に憲法上の権利を保障しなければならないことが明確に示されている。

(23) *Id.*, at 487.

(24) Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U.S. 503 (1969) . 本判決の解説・評釁として、久保田きぬ子「Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U.S. 503 (1969) 一公立学校生徒の政治的抗議行動の禁止が表現の自由の侵害になるとされた例」アメリカ法 [1971-II] 329 頁以下、渡辺英雄「アメリカ連邦最高裁における公教育像の考察—Tinker 判決をきっかけとして(1)(2)」現代社会文化研究 20 号 (2001 年) 267 頁以下、同 23 号 (2002 年) 89 頁以下、宮原均「日米比較憲法判例を考える」(八千代出版・2003 年)165 頁以下等参照。See also In re Gault, 387 U.S. 1 (1967) ; In re Winship, 397 U.S. 358 (1970) ; Goss v. Lopez, 419 U.S. 565 (1975) ; Ingraham v. Wright, 430 U.S. 651, 662 (1977). Goss 判決の解説・評釁として、「公立高校生徒の停学処分と適法手続 Goss v. Lopez, 95 S. Ct. 729 (1975)」ジュリ 588 号 (1975 年) 74 頁以下、また Ingraham 判決の解説・評

枳として、「生徒の体罰と残酷異常な刑罰 *Ingraham v. Wright*, 45 LW 4364 (1977)」 ジュリ 645 号 (1977 年) 86 頁以下、熊本信夫「*Ingraham v. Wright*-U.S.-, 97 S. Ct. 1401 (1977) 一学校での体罰を定めた州法の合憲性」アメリカ法 [1978-II] 233 頁以下等参照。

(25) *Id.*, at 506.

(26) *Ibid.*

(27) *New Jersey v. T. L. O.*, 469 U.S. 325, 336-337 (1985). *T. L. O.* 判決の解説・評釈として、上原正夫「先生による生徒の所持品調べの合憲性」判タ 545 号 (1985 年) 64 頁以下、「教師の私物検査と不合理な搜索押収の禁止— *New Jersey v. T. L. O.*, 105 S. Ct. 733 (1985)」ジュリ 840 号 (1985 年) 66 頁・67 頁・樋口範雄「学校内での持物取調べと生徒の人権 *New Jersey v. T. L. O.*, 105 S. Ct. 733 (1985)」ジュリ 860 号 (1986 年) 115 頁以下、高井裕之「公立学校教師による生徒の鞄の検索と修正 4 条— *New Jersey v. T. L. O.*, 105 S. Ct. 733 (1985) —」判タ 611 号 (1986 年) 119 頁、佐原明則「生徒の人権と教職員による所持品検査・搜索—アメリカにおける法的規制—」神戸学院法学 16 卷 3=4 号 (1986 年) 170 頁以下、清水真「*New Jersey v. T. L. O.*, 469 U.S. 325 (1985) 公立学校教職員による校内持物検査にも合衆国憲法第 4 修正が及ぶが、令状を入手する必要はなく、また、校則違反等について相当理由 (probable cause) には至らない程度の嫌疑である「全体事情の下での合理性 (reasonableness under all the circumstances)」があれば、その持物検査は合理的である、と判示された事例」比較法雑誌 26 卷 1 号 (1992 年) 57 頁以下、Lawrence Richard (平野裕二訳)「学校犯罪と少年非行」(日本評論社・1997 年) 207 頁以下、洲見光男「特別の必要」の例外」朝日法学論集 22 号 (1999 年) 18 頁以下、田村泰俊「公立学校での所持品検査と合衆国憲法第 4 修正の適用—アメリカ教育行政法における行政調査の考察—」東京国際大学論叢経済学部編 20 号 (1999 年) 99 頁以下、大島佳代子「合衆国の公立学校における所持品・身体検査の合憲性」法政理論 33 卷 4 号 (2001 年) 19 頁以下、清水真「校内薬物検査とプライバシー保障」警察政策 7 卷 (2005 年) 106 頁以下、山本未来「行政調査としての公立学校における校内検査—2002 年合衆国最高裁判決の射程と下級審判決の動向—」明治学院大学法科大学院ローレビュー 2 卷 4 号 (2006 年) 40 頁・41 頁、大野正博「公立学校における薬物探索活動の必要性と児童・生徒の人権保障—合衆国における近時の判例の状況を踏まえて—」朝日大学法学部創立 20 周年記念論文集編集委員会編「朝日大学法学部創立 20 周年記念論文集」(成文堂・2007 年) 111

学校における持ち物検査の合憲性

頁以下等参照。なお、前田忠弘「学校における所持品検査をめぐる問題点」法時 70 卷 8 号（1998 年）27 頁以下も、併せて参照のこと。

- (28) 校内禁煙区域が存在するということは、高等学校内においても、喫煙許可区域が存在していたものと考えられる。See, Brody & Brody, *The Legal Right of Nonsmokers* 71 and Appendix I (1977).
- (29) State ex rel. T. L. O., 178 N. J. Super. 329, 428 A. 2d 1327 (1980).
- (30) *Id.*, at 341, 428 A. 2d, at 1333 (emphasis in original).
- (31) State ex rel. T. L. O., 94 N. J. 331, 463 A. 2d 934 (1983).
- (32) See, *Tinker v. Des Moines Independent Community School District*, *supra* note 24. See also *In re Garult*, 387 U.S. 1 (1967) : *In re Winship*, 397 U.S. 358 (1970).
- (33) *Goss v. Lopez*, *supra* note 24.
- (34) *Ingraham v. Wright*, *supra* note 24.
- (35) See, e.g., *Almeida-Sanchez v. United States*, 413 U.S. 266, 273 (1973) ; *Sibron v. New York*, 392 U.S. 40, 62-66 (1968). *Sibron* 判決の解説・評釈として、松尾浩也「*Sibron v. New York* : *Peters v. New York*, 392 U.S. 40 (1968) — (1) 麻薬常習者たちと長時間対話していた者に麻薬所持の疑いをかけただちに所持品を調べるのは第 4 修正に違反する (2) 第 4 修正にいう probable cause が存在し、適法な押収検査と認められた一事例」アメリカ法 [1969-II] 249 頁以下参照。
- (36) See, e.g., *Terry v. Ohio*, *supra* note 18, at 20 : *United States v. Brignoni-Ponce*, 422 U.S. 873, 881 (1975) : *Delaware v. Prouse*, 440 U.S. 648, 654-655 (1979) : *United States v. Martinez-Fuerte*, 428 U.S. 543 (1976). Cf. *Camara v. Municipal Court*, 387 U.S. 523, 534-539 (1967). *Prouse* 判決の解説・評釈として、渥美東洋「自動車検査に憲法上の限定を付した合衆国最高裁のプロウズ事件の判断について *Delaware v. Prouse*, III. (47, U.S. Law Week 4323 : U.S. Case : March 27, 1979)」判タ 383 (1979 年) 24 頁以下、香川喜八朗「自動車に対する無令状検査・押収 (1)」法学新報 94 卷 11 = 12 号 (1988 年) 1 頁以下等、また *Camara* 判決の解説・評釈として、園部逸夫 = 田中館照橋「*Camara v. Municipal Court of City and County of San Francisco*, 387 U.S. 523 (1967) — 行政上の立入り検査には令状を必要とするか」アメリカ法 [1971-I] 111 頁以下、佐藤幸治「行政調査」とプライバシーの保護—アメリカ法における立入り検査の問題を中心として—(2・完)」法学論叢 97 卷 4 号 (1975 年)

2 頁以下等参照。

- (37) Terry v. Ohio, 392 U.S. *supra* note 18, at 20.
- (38) 本判決の私見につき、大野・前掲注(27) 119 頁以下参照。
- (39) Edwin Meese III, C. W. Hartman Memorial Lecture (delivered at the Univ. of Mississippi, March 19, 1987). ERIC ED 279943. 12. なお、当時、William J. Bennett 元連邦教育省長官等も、学校教育の場における薬物追放の重要性を唱えている (William J. Bennett: What Works: School without Drugs, U.S. Dept. of Ed., 1987.)。
- (40) Vernonia School District 47J v. Acton, 515 U.S. 646, 652 (1995). 本判決の解説・評釈として、高井裕之「非刑事手続における修正 4 条の射程と適用—合衆国最高裁アクトン判決を素材として」榎原猛=阿部照哉=佐藤幸治=初宿正典編『宮田豊先生古稀記念 国法学の諸問題』(嵯峨野書院・1996年) 349 頁以下、Lawrence Richard (平野裕二訳)・前掲注(27) 219 頁以下、洲見光男「薬物検査の合憲性」朝日法学論集 20 号 (1998 年) 1 頁以下、大島・前掲注(27) 37 頁以下、清水・前掲注(27) 112 頁以下、山本・前掲注(27) 41 頁・42 頁、同「行政調査と合衆国憲法修正 4 条における「特別の必要性」の法理」明治学院大学法科大学院ローレビュー 5 号 (2006 年) 62 頁・63 頁、大野・前掲注(27) 125 頁以下等参照。
- (41) Board of Education of Independent School District No. 92 of Pottawatomie County v. Earls, 536 U.S. 822 (2002). 本判決の解説・評釈として、洲見光男「薬物検査の合憲性—連邦最高裁判例理論の検討」法律論叢 76 卷 1 = 2 号 (2004 年) 33 頁以下、田村泰俊「公立学校での行政調査としての薬物検査と合衆国憲法第 4 修正」明治学院大学法律科学研究所年報 20 号 (2004 年) 73 頁以下、清水・前掲注(27) 115 頁以下、山本・前掲注(27) 42 頁以下、同・前掲注(27) 63 頁・64 頁、大野・前掲注(27) 136 頁以下等参照。
- (42) Skinner v. Railway Labor Executives' Assn., at, *infra* note 54, at 619 (quoting Delaware v. Prouse, *supra* note 36, at 654).
- (43) Griffin v. Wisconsin, 483 U.S. 868, 873 (1987). 本判決の解説・評釈として、洲見・前掲注(27) 30 頁以下参照。
- (44) See, O'Connor v. Ortega, 480 U.S. 709 (1987). 本判決の解説・評釈として、高井裕之「職場におけるプライバシーと修正 4 条—O'Connor v. Ortega, 107 S. Ct. 1492 (1987)」判タ 675 号 (1988 年) 43 頁以下、竹地潔「アメリカに見る労働者のプライバシー保護」季刊労働法 160 号 (1991 年) 172 頁以下、洲見・

学校における持ち物検査の合憲性

前掲注(27)25頁以下等参照のこと。

- (45) 本件薬物検査方針は、Oklahoma 州中等学校活動協議会 (The Oklahoma Secondary Schools Activities Association) によって承認され、学校間で行われる Academic Team 等に参加する生徒に対してのみ適用されていた。
- (46) Earls v. Board of Education, 115 F. Supp. 2d 1281 (W. D. Okla. 2000).
- (47) Earls v. Board of Education, 242 F. 3d 1264 (10th Cir. Okla. 2001).
- (48) Vernonia School District 47J v. Acton, *supra* note 40, at 652; cf. New Jersey v. T. L. O., *supra* note 27, at 334.
- (49) Skinner v. Railway Labor Executives' Assn., *infra* note 54, at 619.
- (50) Treasury Employees v. Von Raab, *infra* note 55, at 667-668.
- (51) Vernonia School District 47J v. Acton, *supra* note 40, at 653 (quoting New Jersey v. T. L. O., *supra* note 27, at 340-341).
- (52) Griffin v. Wisconsin, *supra* note 43, at 873 (quoting New Jersey v. T. L. O., *supra* note 27, at 351 (Blackmun, J., concurring in judgment)); see also Vernonia School District 47J v. Acton, *supra* note 40, at 653; Skinner v. Railway Labor Executives' Assn., *infra* note 54, at 619.
- (53) See, *id.*, at 652-653.
- (54) Skinner v. Railway Labor Executives' Assn., 489 U.S. 602 (1989). 本判決の解説・評釈として、洲見光男「薬物検査の適法性—連邦最高裁判決を手がかりとして—」判タ815号(1993年)64頁以下、山本未来「行政調査と合衆国憲法修正4条における『特別の必要性』の法理」明治学院大学法科大学院ローレビュー5号(2006年)61頁等参照。
- (55) Treasury Employees v. Von Raab, 489 U.S. 656 (1989). 本判決の解説・評釈として、洲見・前掲注(54)66頁以下、山本・前掲注(54)62頁等参照。
- (56) New Jersey v. T. L. O., *supra* note 27; O'Connor v. Ortega, *supra* note 44; Griffin v. Wisconsin, *supra* note 43; Skinner v. Railway Labor Executives' Assn., *supra* note 42; Treasury Employees v. Von Raab, *supra* note 55; Vernonia School District 47J v. Acton, *supra* note 40; Board of Education of Independent School District No. 92 of Pottawatomie County v. Earls, *supra* note 41. Griffin判決の解説・評釈として、洲見・前掲注(27)30頁以下参照。
- (57) Ga. Code Ann. § 21-2-140 (1993).
- (58) 自由党(Libertarian Party)から、Chandler氏は副知事に、Harris氏は農林大臣に、Walker氏は議会議員の候補者に、それぞれ指名されていた。

- (59) 但し、本件における「特別の必要」の判断方法等に対し、問題点を指摘するものとして、Buffalo, "Special Needs" and the Fourth Amendment: An Exception Poised to Swallow the Warrant Preference Rule, 32 HARV. C.R.-C.L. L. REV. 529 (1997) 参照。
- (60) 薬物検査の目的が、逮捕・刑事訴追等の法執行への利用と「特別の必要」が併存する場合に關し、連邦最高裁判所として初めて判断を示したのが、Ferguson v. City of Charleston, 532 U.S. 67 (2001) であり、薬物検査方針の直接的 (direct)、かつ第一次的 (primary) な目的が、薬物乱用者の逮捕・刑事訴追にあつたと認められることから、その合憲性が否定されたとした。本判決の解説・評釈として、洲見光男「[相当な理由] 要件に対する『特別の必要』の例外—最近の連邦最高裁判決を契機に—」朝日法学論集 27 号 (2002 年) 13 頁以下、山本・前掲注 (54) 65 頁等参照。
- (61) この点の詳細な検討につき、大野・前掲注 (27) 146 頁以下参照。
- (62) See, M. M. v. Anker, 607 F. 2d 588 (2d Cir. 1979). See also Jacqueline Stefkovich, Strip searching after Williams: Reactions to the concern for school safety?, 93 EDUC. L. REP. 1107 (1994) .
- なお、この点に関する私見につき、大野・前掲注 (27) 156 頁・157 頁参照。
- (63) Cornfield v. Consolidated High School. District. No. 230, 991 F. 2d 1316(7th Cir. 1993) . なお、本件以前の Williams v. Ellington, 936 F. 2d 881 (6th Cir. 1991) においても、被検査者となった生徒たちが薬物を使用していることにつき、他の生徒から情報を得ていたこと、被検査者の一人である女子生徒の父親が自身の机から娘がお金を盗んだことに気付き薬物使用に関し懸念を抱いていたこと、被検査者である生徒が違法である物質が入った小瓶を提出したこと、所持品検査やロッカー検査等、侵害程度の少ない処分からなされていること、対象物の性質が容易に身につけて隠匿することが可能であったこと等を理由に、T.L.O. 判決を踏まえて、本件における脱衣を伴う身体検査を許容している。但し、Konop v. Northwestern School. District, 26 F. Supp. 2d 1189 (D.S.D. 1998) は、体育馆の女子ロッカーから 200 ドルが盗まれたことに対し、落ち着きのない態度でいた生徒に対してなされた脱衣を伴う身体検査は、「安全に関わるものでない限り、個別の嫌疑を欠く場合には、正当化されることはない」として、本件における脱衣を伴う身体検査は、合理的な疑いを欠くと判示した。
- (64) See also Jenkins v. Talladega City Bd. of Educ., 115 F.3d 821 (11th Cir. 1997) .

学校における持ち物検査の合憲性

- (65) See, e.g., Paul R. Schildiner, *Visual Rape : A Look at the Dubious Legality of Strip Searches*, 13 J. MARSHAL L. REV. 273 (1979) ; Scott A. Gartner, Note, *Strip Searches of Students: What Johnny Really Learned at School and How Local School Boards Can Help Solve the Problem*, 70 S. CAL. L. REV. 921 (1997).
- (66) Doe v. Renfrow, 631 F. 2d 91 (7th Cir. 1980).
- (67) なお、当該一斉検査において、薬物を所持していた17名の生徒が発見されている。
- (68) 本判決の解説・評釈として、大島佳代子「Safford Unified Sch. Dis. #1 v. Redding, 557 U.S. _ 129 S. Ct. 2633 (2009) — 13歳の女子生徒に対してなされた脱衣検査は、問題となっている薬に危険性があるとも、それを当該生徒が下着の中に隠し持っているとも疑うに足る理由がないのになされたものであるから、第4修正に違反する」アメリカ法 [2010- I] 232 頁以下等参照。
- (69) 大島教授が述べられるように、たとえ侵害の程度の低い検査着手の段階で合理性があったとしても、侵害の程度が高い検査に移行するためには、新たな嫌疑が必要であることを示した本判決は、意義があるものと思われる（大島・前掲注 (68) 236 頁）。
- (70) See, Michael Edmund O'Neill, (*Un*) *Reasonableness and the Roberts Court : The Fourth Amendment in Flux*, 2009 CATO SUP. CT. REV. 183, 206.
- (71) 大野・前掲注 (27) 176 頁以下。